徳島県告示第５６５号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和８年11月13日から令和９年３月13日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　届出の概要

⑴　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

⑵　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　ＤＣＭ鴨島店

所在地　吉野川市鴨島町上下島字松元４０５－１ほか

⑶　変更事項

ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	石黒　靖規

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	石黒　靖規

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ＤＣＭ株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号	神谷　浩邦

⑷　変更年月日

令和８年３月１日

２　届出年月日

令和８年10月23日

３　届出の縦覧

⑴　縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び吉野川市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

⑵　縦覧の期間

令和８年11月13日から令和９年３月13日まで

４　意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

⑴　意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目１番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

⑵　意見書に記載すべき事項

ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　意見の内容

ウ　意見を述べる理由

⑶　その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び吉野川市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から１月間縦覧に供する。